

千葉県家庭的養護推進計画（案）の概要

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

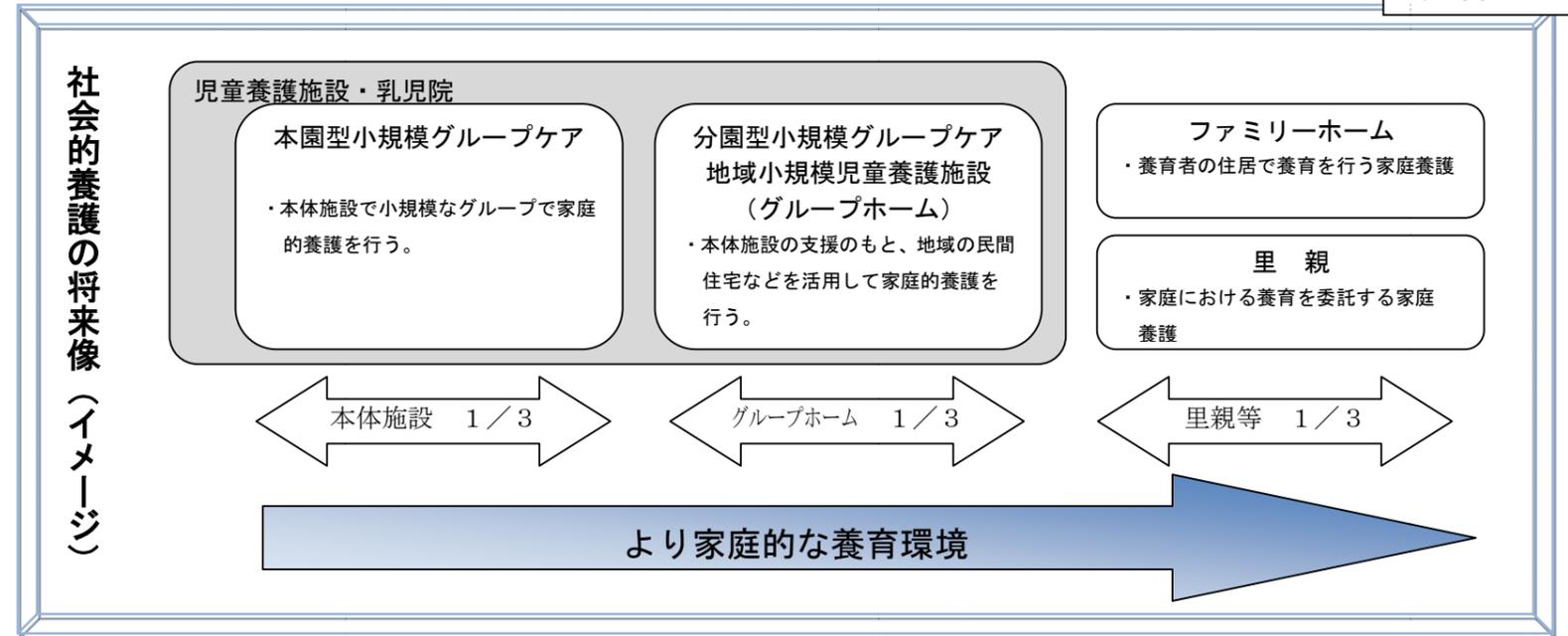
- 「社会的養護の課題と将来像」に、原則として家庭養護を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育関係に変える必要があるとされました。
- 社会的養護を必要としている子どもの最善の利益を実現するため、①施設の小規模化・地域分散化と里親等の推進、②専門的ケアの充実、③子どもの自立支援の充実、④家族関係支援及び地域支援の充実、⑤子どもの権利擁護の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の期間

○平成27年度から平成41年度までの15年計画とします。

3. 政令指定都市との連携

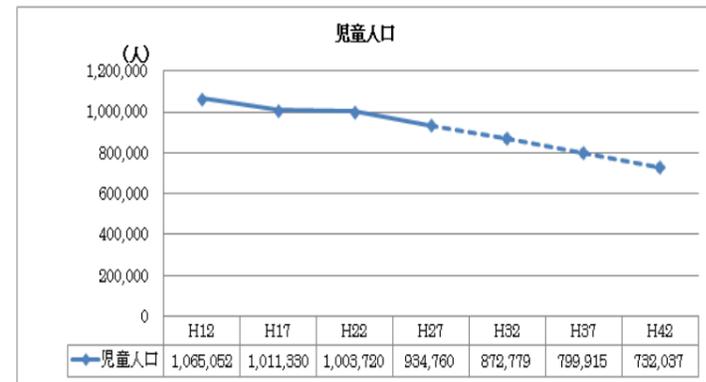
4. 他の計画との関係



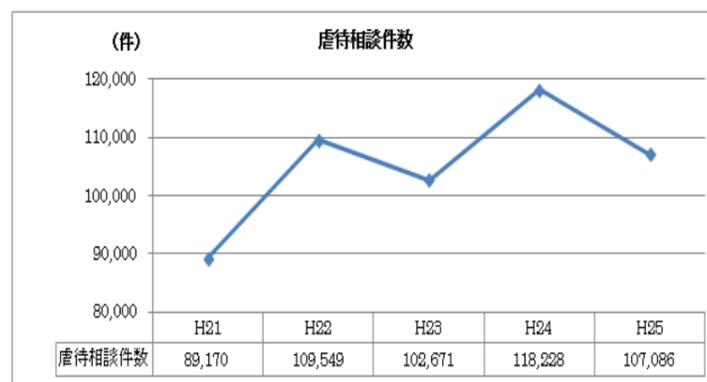
第2章 本県の社会的養護の現状と課題

【現状】

○児童人口の推移・将来推計



○虐待に関する相談件数の推移



【課題】

- 社会的養護の構成比によると、本体施設が7割以上を占めます。
- 里親の委託率は増加傾向にあるものの更なる向上が必要です。

⇒ **本体施設の小規模化・地域分散化と里親・ファミリーホームの推進**

- 本体施設の小規模化・地域分散化を進めるには、人材の確保・定着を進めるとともに、資質の向上も必要です。
- 施設に入所している子どもの多くは、虐待を受けたり発達障害や知的障害等の障害を有しており、専門性の高いケアが必要です。

⇒ **専門的ケアの充実及び人材の確保・育成**

- 社会的養護を受ける子どもは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことが多いため、自立後の子どもの生活の安定を図ることが必要です。

⇒ **自立支援の充実**

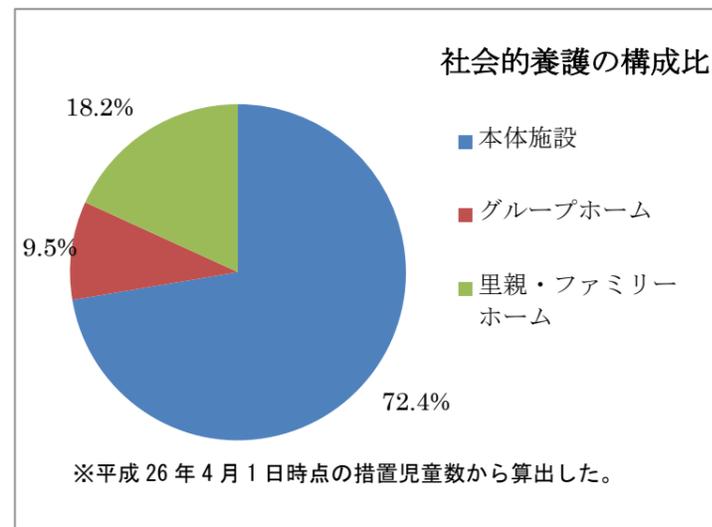
- 施設に入所している子どもの家庭復帰後の虐待の再発防止や親子関係の回復のため、家族への支援や地域における相談・支援体制の充実が必要です。

⇒ **家族関係支援及び地域支援の充実**

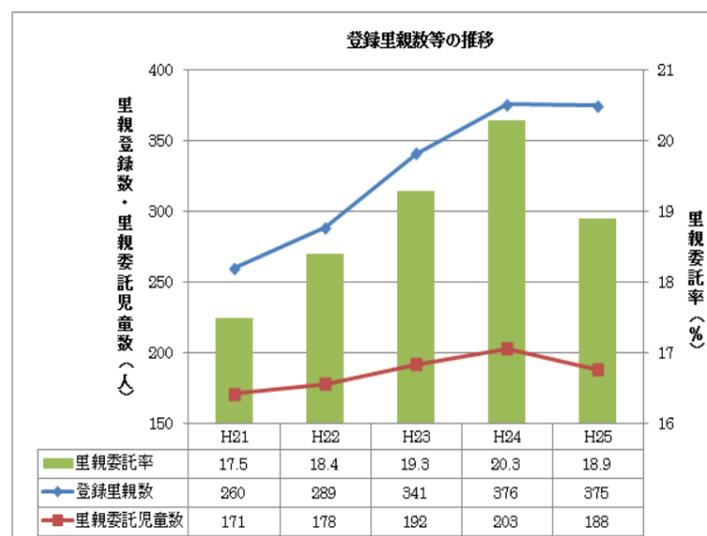
- 施設職員や里親による虐待を防止するため、子どもの権利擁護についての意識の向上を図る必要があります。

⇒ **子どもの権利擁護の推進**

○社会的養護の構成比



○登録里親数等の推移

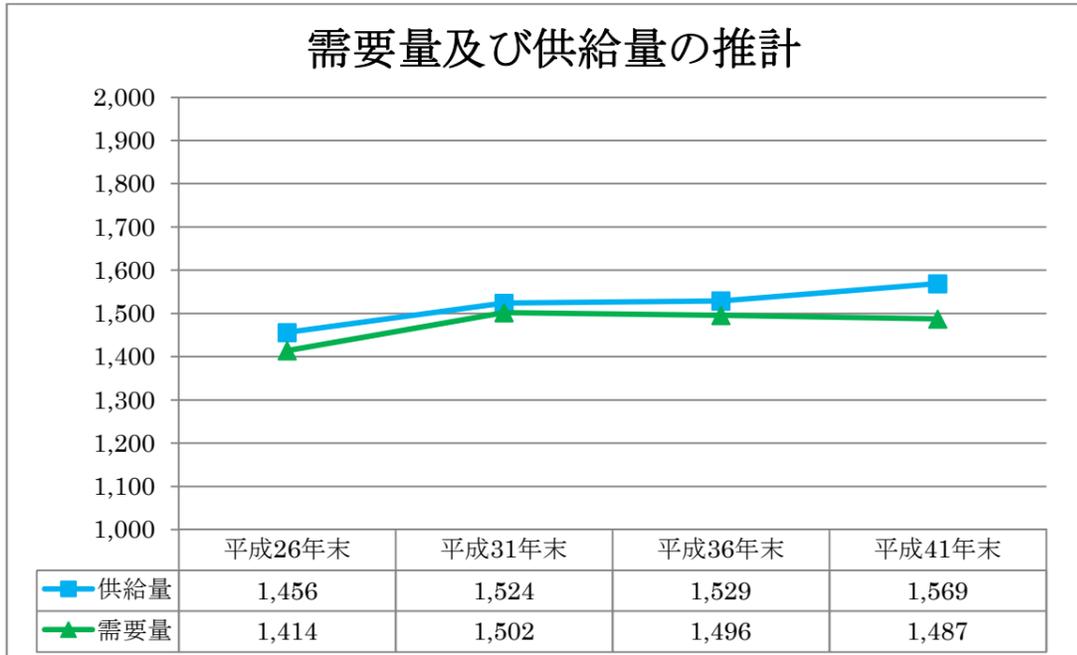


第3章 今後の社会的養護のあり方

【将来の需要量と供給量】

- 前期（平成27年度～平成31年度）は、需要量と供給量が拮抗しています。
- 中期（平成32年度～平成36年度）から後期（平成37年度～平成41年度）にかけて、徐々に需要量と供給量がかい離して行きます。

需要量及び供給量の推計



【社会的養護の課題と将来像で掲げる目標を踏まえたシミュレーション】

		平成31年末	平成36年末	平成41年末	
需要量		1,502	1,496	1,487	
供給内訳	本体施設	955	802	495	施設の 総定数 991
	グループホーム	233	320	496	
	里親等	314	374	496	

- 本県の供給量の推計と国の目標を達成するためのシミュレーションの結果には差が生じております。今後、社会情勢の変化も踏まえつつ、施設関係者と丁寧に議論を重ねながら、施設の小規模化及び地域分散化を進めていく必要があります。さらに、里親やファミリーホームの一層の推進に取り組む必要があります。

第5章 進行管理

- 計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、着実に継続的に進行管理を行うことが重要です。
- 前期・中期・後期の終りにおいては、計画の進捗状況を検証し、次の施策に活かすことでPDCAサイクルによる着実な施策の実行に努めます。

第4章 家庭的養護推進のための方向性と主な取組

【前期・中期・後期における主な方針】

前期

☆施設定員の維持と里親・ファミリーホームの推進

- 前期は、需要量と供給量が拮抗しているため、里親委託率の向上、新規の里親・ファミリーホームの開拓に努めるとともに、本体施設の小規模化とグループホームの設置促進を併行して進めることにより、現状の施設の総定員数を維持し、供給不足が生じることが無いように取り組みます。

☆施設の小規模化・地域分散化の課題整理

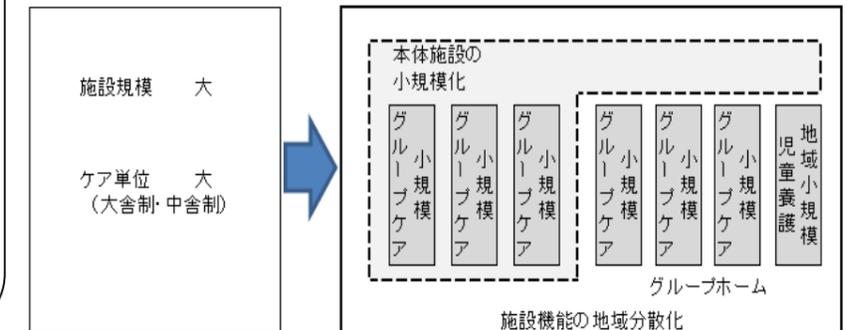
- 施設の小規模化・地域分散化を一層進めるには、人材の確保・定着や職員の資質の向上、また、施設の改修や設置できるグループ数の制約など、短期的な対応が難しい様々な問題があります。そこで、施設関係者等と議論を重ね、施設の小規模化・地域分散化を進めるための問題点を整理し、必要に応じて国に制度の改善を求めます。

中期・後期

☆施設の小規模化・地域分散化の着手

- 社会的養護の需要量と供給量の推計結果から、中期から後期にかけて徐々に需要量と供給量がかい離が生じてきます。
- 前期に整理する小規模化・地域分散化の問題点の解消に努め、施設関係者と連携して施設の小規模化・地域分散化を進めていきます。

<小規模化・地域分散化のイメージ>



【各施策の方向性と主な取組】

施策の方向性	主な取組
○ 本体施設の小規模化・地域分散化と里親・ファミリーホームの推進 ①施設による家庭的養護の推進 ②里親委託等の推進	○施設における家庭的養護の推進 ○ファミリーホームの推進 ○里親の推進
○ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成	○専門的ケアの充実 ○人材の確保 ○人材の育成 ○情緒障害児短期治療施設の設置促進
○ 自立支援の充実	○入所中の支援 ○退所時・退所後の支援
○ 家族関係支援及び地域支援の充実	○家族関係支援及び地域支援の充実
○ 子どもの権利擁護の推進	○相談できる環境の整理 ○施設における環境の整備

千葉県家庭的養護推進計画 (案)

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- 社会的養護とは、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 児童相談所は子どもと家庭の支援を行いますが、児童養護施設や乳児院といった児童福祉施設、又は里親やファミリーホームの下で養育が必要と判断した場合、子どもをこれらの施設等に措置することになります。
- 社会的養護の充実については、「社会的養護専門委員会」において、平成 23 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として、家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。
- 「社会的養護の課題と将来像」では、今後 10 数年間の間に、①本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームの割合を概ね 3 分の 1 ずつにしていく目標が掲げられています。
- 千葉県においても、虐待案件の増加に伴い、心に傷を負ったり、社会との関わり方に問題を抱えたりする子どもが増加しております。
- 社会的養護を必要としている子どもの最善の利益を実現するため、虐待を受けた子どもや発達障害や知的障害等の障害を有する子どもに対する専門性の高いケアの充実に加え、里親等による養護や施設の中で家庭的な養護を行う小規模グループケア等を推進し、また、家庭復帰できずに施設や里親等から自立することになった子どもの自立支援体制を整えるため、本計画を策定し、家庭的養護を推進していきます。

2. 計画の期間

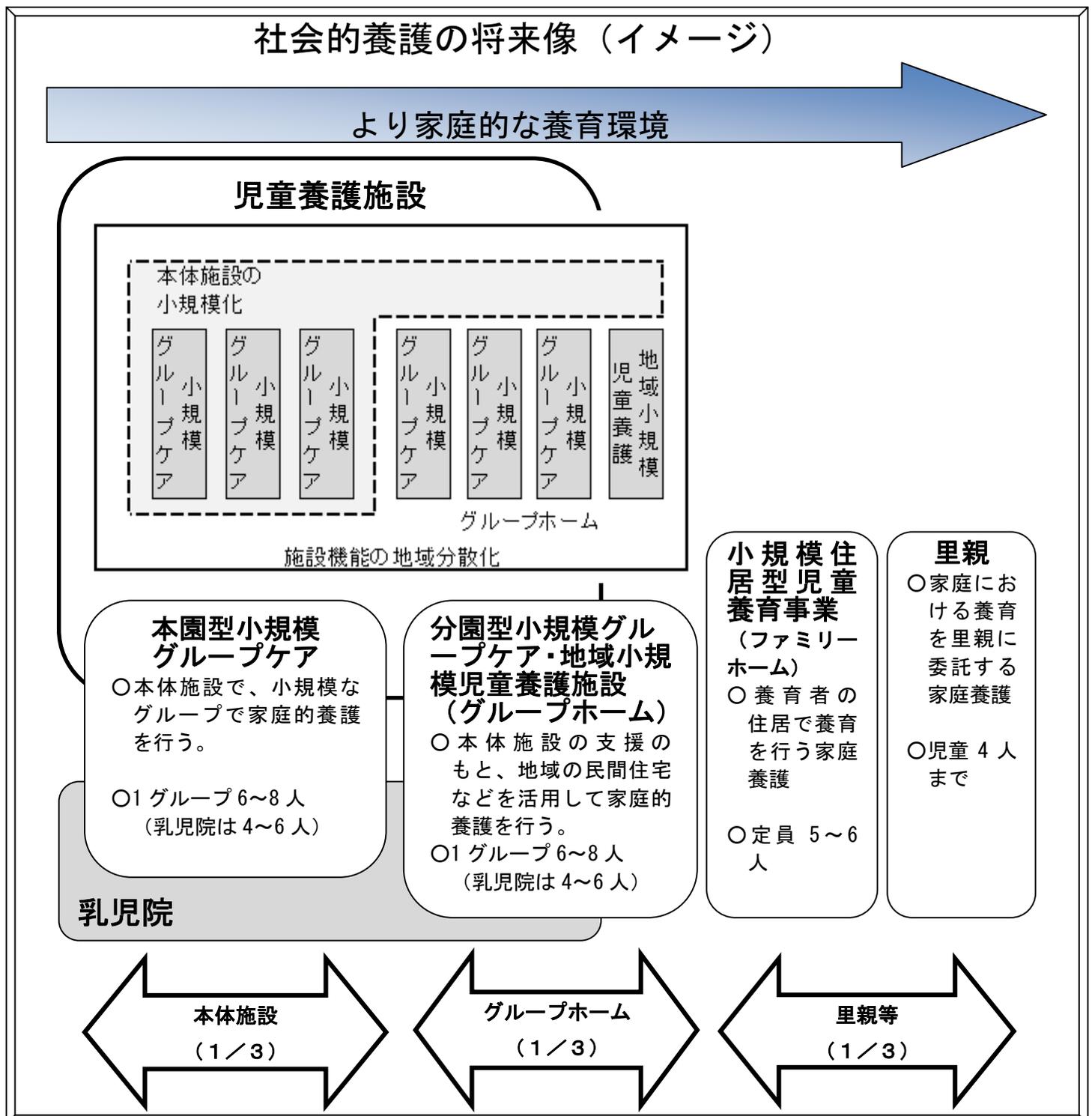
- 平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年計画とします。
- 計画期間が長期に渡ることから、5 年間ずつの 3 期に分け、期末ごとに計画の見直しを行い、より実効性のある計画を策定していきます。

3. 政令指定都市との連携

- 本県と政令指定都市は、県内で自治体の区域を越えて施設入所を行っていることなどから、連携して計画を推進します。

4. 他の計画との関係

- この計画の推進にあたっては、「千葉県総合計画」や「子ども子育て支援事業支援計画」など、関連する計画と整合性を図ります。

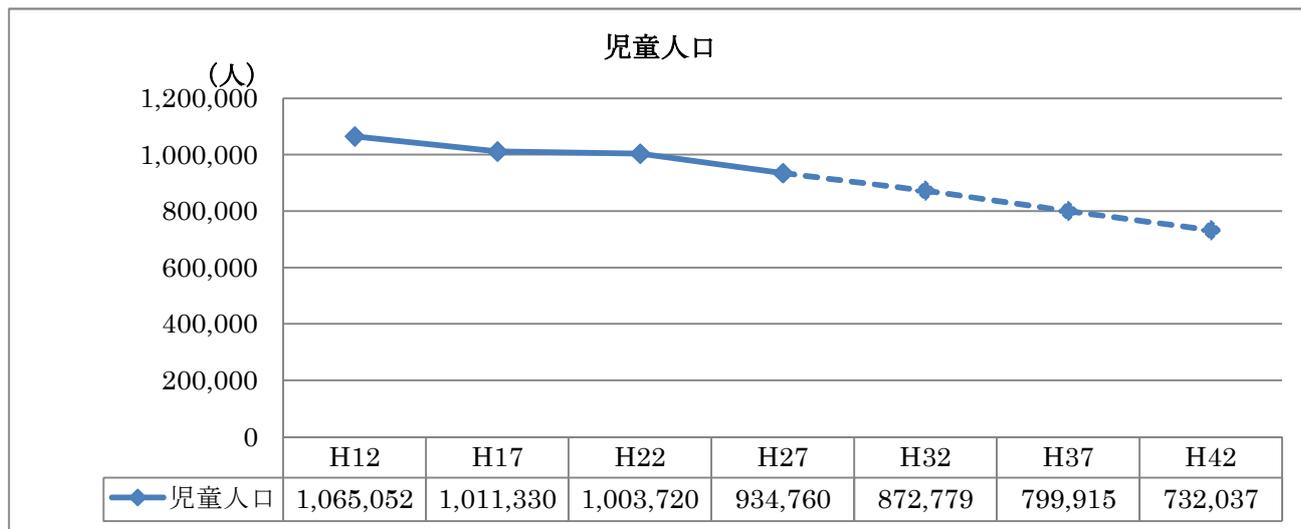


第2章 本県の社会的養護の現状と課題

1. 現状

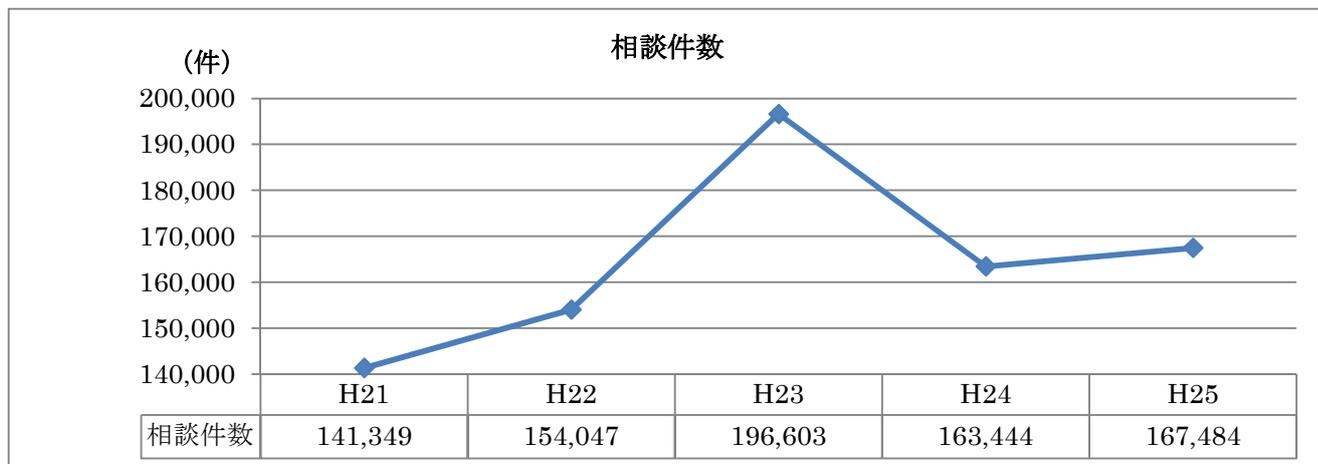
(1) 児童人口の推移・将来推計

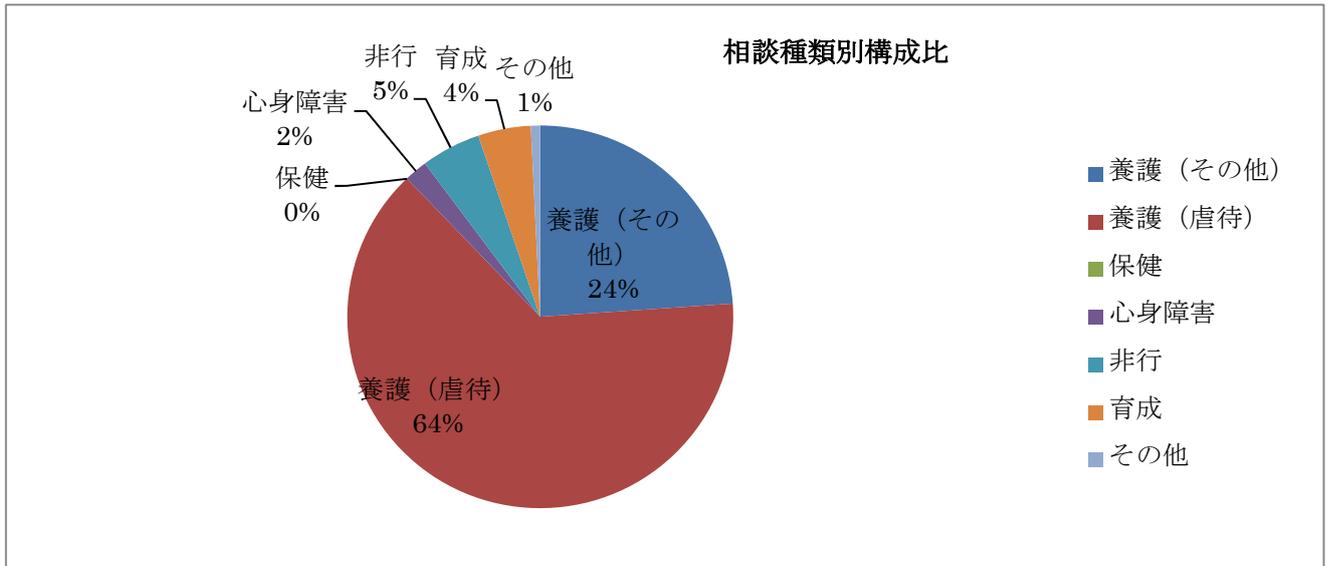
- 本県の児童人口は、近年、減少傾向にあり、平成12年の1,065,052人から平成27年には130,292人減少して934,760人になっております。
- 推計によると、今後も減少傾向が続き、平成42年には、さらに202,723人減少し、732,037人になる見込みです。



(2) 児童相談所の相談件数の推移

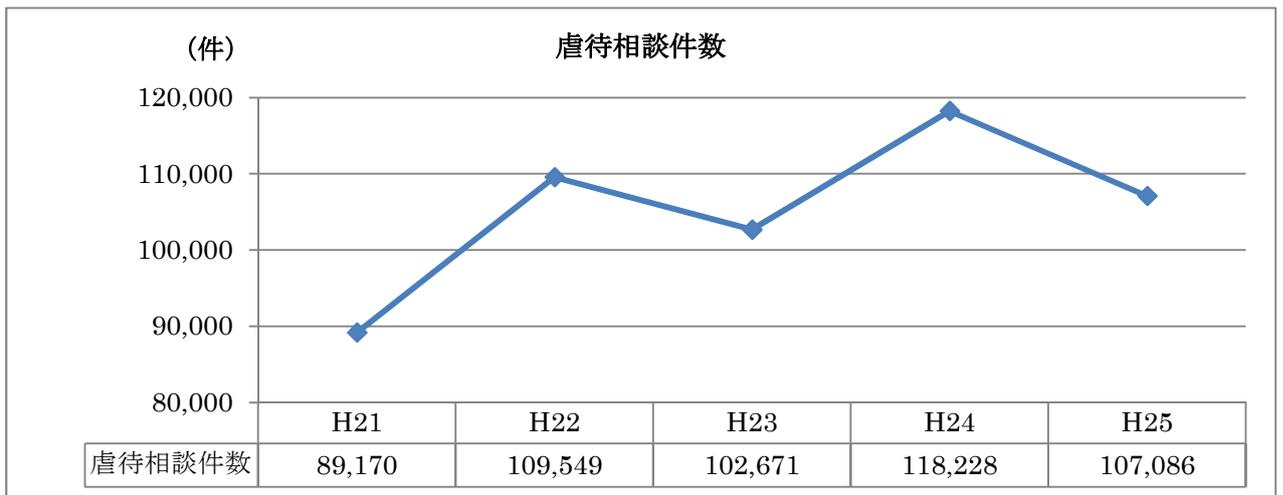
- 本県の相談件数は、平成21年度の141,349件から平成25年度には26,135件増加して167,484件となり、今後も、増加傾向が続くと思われます。
- なお、相談種類別構成では、平成25年度には虐待の相談件数が全相談件数の64%であり、大半を占めています。





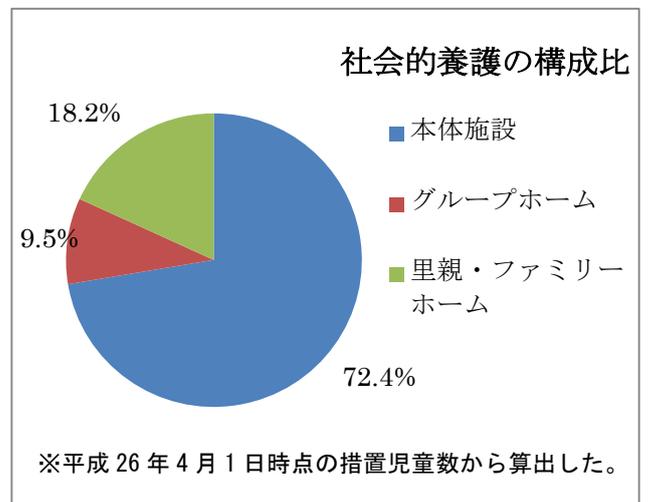
（３）本県の虐待に関する相談件数の推移

○ 本県の虐待に関する相談件数は、平成 21 年度の 89,170 件から平成 25 年度には 17,916 件増加して 107,086 件と大幅に増加しています。この増加傾向は、今後も続くものと思われます。



（４）本県の社会的養護の実施状況

○ 本県の社会的養護の構成比は、本体施設が 72.4%となっており、「社会的養護の課題と将来像」に示された目標を達成するには、本体施設の小規模化と地域分散化を進めるとともに、グループホームと里親・ファミリーホームのより一層の推進が必要です。

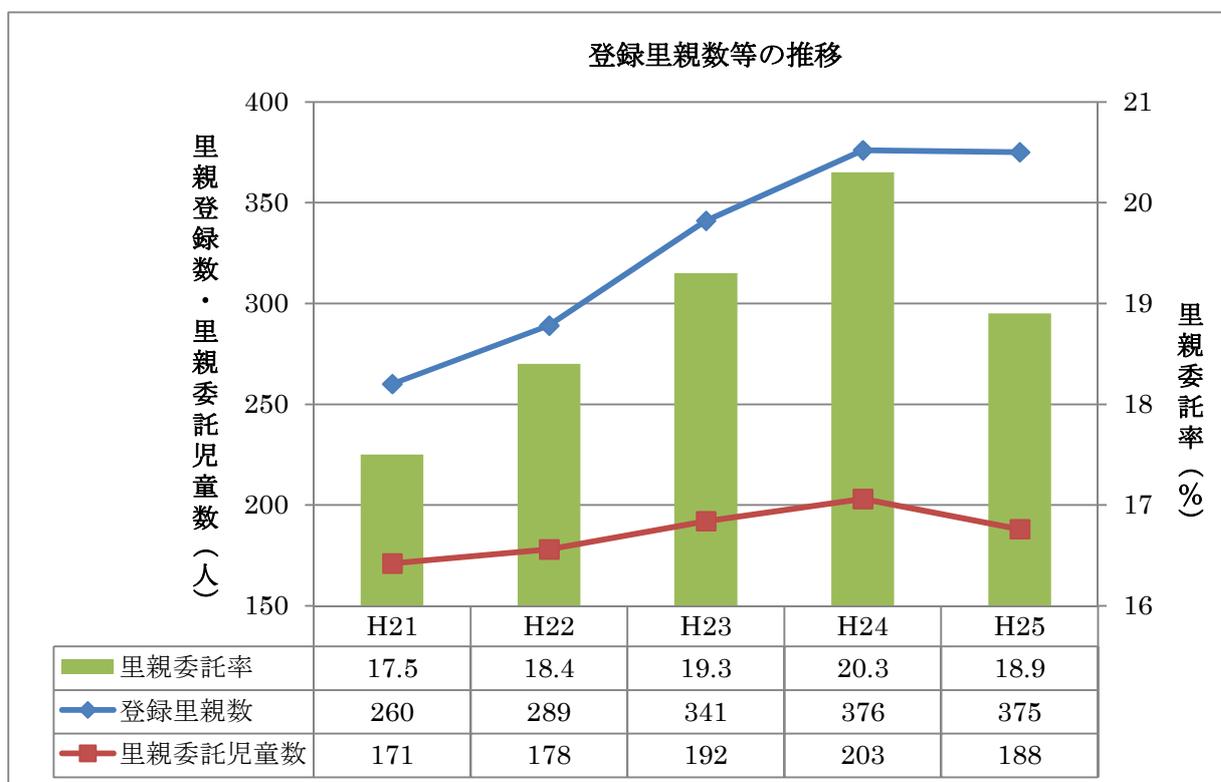


- 施設養護の形態は、大舎制又は中舎制をとっている施設も多く、本体施設で小規模グループケアを実施している施設は20施設のうち11施設にとどまっています。また、グループホームを設置している施設は7施設になります（7施設のうち2施設は、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の両方を設置しています）。

(平成26年度末現在)

	全施設数	小規模グループケア		地域小規模児童養護施設
		本園型	分園型	
児童養護施設	20施設	11施設 28か所	3施設 5か所	6施設 13か所
乳児院	6施設	0施設 0か所	0施設 0か所	
ファミリーホーム	7事業所			

- 里親については、登録者数が増加しており、それに伴い、委託率が増加傾向にあります。



- 虐待件数の増加や広汎性発達障害の認知度の高まりから、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障を来している子どもたちが増えています。そのため、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う情緒障害児短期治療施設の役割が大きく期待されますが、千葉県には平成26年度時点で施設が設置されていません。

【関東1都6県の設置状況】

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県
設置状況	設置	設置	設置	設置	未設置	設置

2. 課題

(1) 本体施設の小規模化・地域分散化と里親・ファミリーホームの推進

- 従来の大舎制や中舎制の施設養護では、多数の職員が多数の子どもを養護する体制であったため、子ども一人ひとりと職員の信頼関係・愛着関係を築くことが難しく、子どもの心のケアを十分に行えていないことがありました。
- 施設の小規模化・地域分散化を行うことで、子どもに対して安心感のある場所で大切にされる体験を提供するとともに、子どもの自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育むことが必要です。
- そのため、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成を通じて施設の小規模化・地域分散化を図るとともに、併行して地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などを行うことが必要です。
- 本県の社会的養護の構成比を見ると、里親・ファミリーホームは18%に過ぎず、施設養護に偏っています。しかしながら、全国的には委託率が3割を超えている自治体もあり、また、近年、急速に委託率を伸ばした自治体もあります。
- そのような自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報など、様々な取組が行われており、本県でも取組を強化して委託率をさらに伸ばすことが必要です。
- 併せて、養育者の住居で5~6人の養育を行うファミリーホームに対しては、グループホームと同様に、養育者の研修の充実や、家庭訪問や相互交流など孤立化させない取り組みなど、支援体制を構築することが必要です。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- 施設に入所している子どもの多くは、虐待を受けたり発達障害や知的障害等の障害を有しており、より専門性の高いケアが必要です。また、心に傷を持った子どもたちに寄り添う養育ができるよう、人材の確保・育成が必要です。
- また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人ひとりの職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、施設全体の組織的な運営体制の構築が必要です。
- 千葉県には平成26年度時点で情緒障害児短期治療施設が設置されていませんが、虐待件数の増加や広汎性発達障害の認知度が高まりから、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐に

わたり支障を来している子どもたちが増えていることから、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う同施設の早期開設が必要です。

(3) 自立支援の充実

- 社会的養護を受ける子どもの多くは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況にあります。
- 社会的養護を必要とする子どもが、自己肯定感を育み、社会の中でひとりの人間として自立した生活を送るための基本的な力を身につけられるよう、精神的・経済的な支援を充実させながら養育を行う必要があります。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

- 親子分離に至らない段階での支援はもちろん、施設に入所している子どもの家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰しない場合でも親子関係の回復のため、家族への支援や、地域における子どもの相談・支援体制の充実が必要です。
- 施設入所等の親子分離をした場合の家族関係支援は、児童相談所の役割であることはもちろんですが、実際に児童を受け入れる施設の役割でもあることから、児童相談所と施設とで連携して取り組む必要があります。
- また、支援の対象となる家庭の持つ問題は様々であることから、対応する職員の専門的知識と技術の向上が必要です。

(5) 子どもの権利擁護の推進

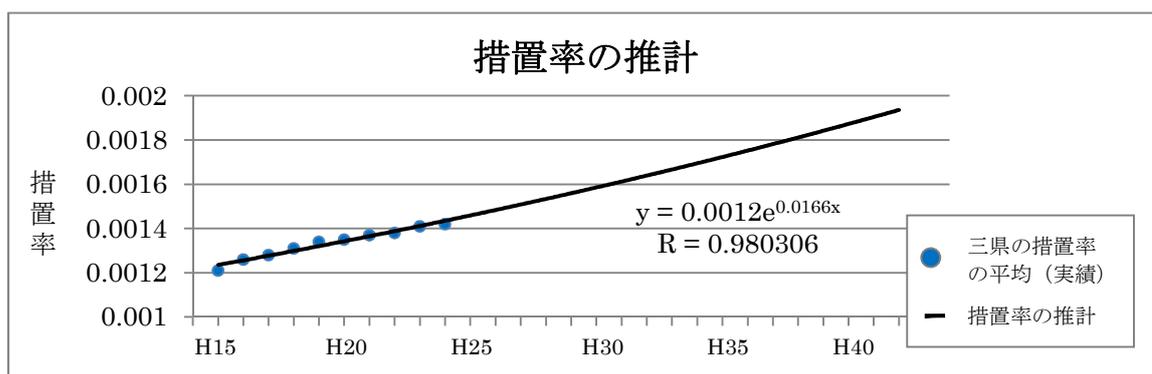
- 子どもは、大人との関係で力が弱く、従属的な存在になってしまう可能性が高いことから、人として、また社会の構成員として尊重して扱われなければなりません。
- 児童養護施設等職員や里親による被措置児童の虐待を防止するため、子どもの権利擁護についての意識の向上を図る必要があります。

第3章 今後の社会的養護のあり方

1. 将来推計の考え方

(1) 需要量

- 需要量の推計にあたっては、まず、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を使用して、将来の児童人口を算出しました。
- 次に、人口構成や地勢等において本県と共通性の高い埼玉県及び神奈川県（本県を合わせ以下「三県」という。）の児童人口に占める被措置児童数の割合を参考にして、本県の被措置児童数を推計しました。すなわち、児童人口に占める被措置児童数の割合（以下「措置率」という。）をみると、埼玉県や神奈川県と比較して本県の措置率が低い現状があるため、潜在需要を含む本県の需要量を推計するにあたっては、三県の措置率の平均を用いることが適当と考えました。
- 三県の措置率の平均は、過去10年間で高まる傾向にあります。そこで、今後15年間も、同様の傾向で措置率が高まると仮定して、本県における将来の措置率を推計しました。



- 以上の内容を踏まえ、平成n年の需要量を以下の計算式で算出しました。

$$\text{平成}n\text{年の需要量（入所率反映前）} = \text{平成}n\text{年の児童人口} \times \text{措置率の推計値}$$

- さらに、施設においては、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して入所を検討する必要があり、定員に対して、常に100%の児童を入所させることは困難であるため、定員枠の余裕を持つ必要があります。
- そこで、平成24年度の施設の平均入所率の実績（94.2%）を踏まえ、今後15年間の入所率を94%と見込み、実際に必要な需要量を推計しました。

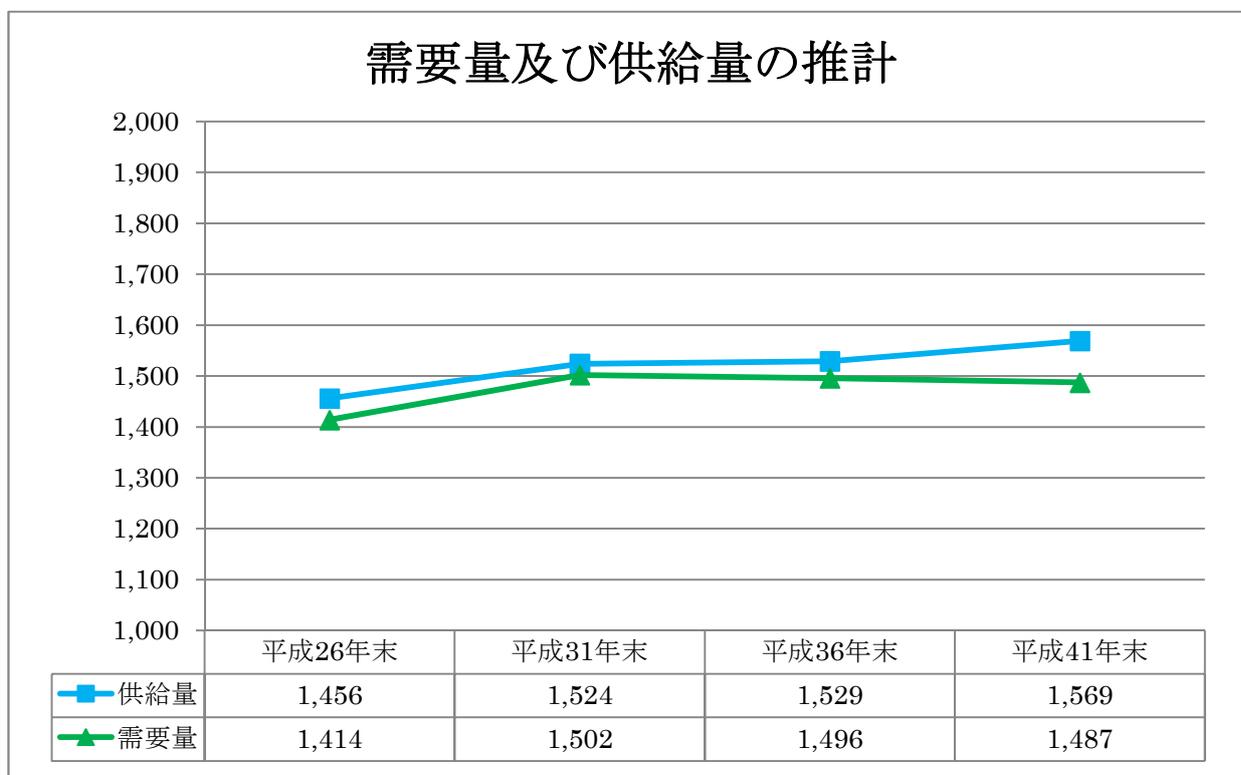
$$\text{平成}n\text{年の需要量（入所率反映後）} = \text{平成}n\text{年の需要量（入所率反映前）} \div 94\%$$

(2) 供給量

- 供給量は、各施設が策定した「家庭的養護推進計画」の供給量に、里親等の委託児童数の推計値等を加算して算出しました。

		H26 末	H31 末	H36 末	H41 末	
児童人口		934,760	872,779	799,915	732,037	
需要量		1,414	1,502	1,496	1,487	
供給量		1,456	1,524	1,529	1,569	
供給内訳	本体施設	1,090 (74.9%)	977 (64.1%)	900 (58.9%)	841 (53.6%)	施設の 総定数 1,146
	グループホーム	114 (7.8%)	233 (15.3%)	263 (17.2%)	305 (19.4%)	
	里親等	252 (17.3%)	314 (20.6%)	366 (23.9%)	423 (27.0%)	

2. 将来の需要量と供給量



- 各期とも、供給量が、需要量を超えています。ただし、平成 31 年末においては、需要量と供給量が近接しているため、里親等の開拓に努めるとともに、本体施設の小規模化とグループホームの設置促進を併行して進めることにより、現状の施設の総定員数を維持することが望まれます。
- また、各施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえて算出した供給量の内訳を見ると、本体施設の割合が減り、グループホーム、里親等の割合が増える傾向は見られるものの、国が目標として掲げる「本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね 3 分の 1 に」には届いていない状況が見られます。
- そこで、国が掲げる目標を達成するために必要な供給量の内訳をシミュレーションしてみました。

		平成 31 年末	平成 36 年末	平成 41 年末	
需要量		1,502	1,496	1,487	
供給内訳	本体施設	955	802	495	施設の 総定数 991
	グループホーム	233	320	496	
	里親等	314	374	496	

- 本県の供給量の推計と国の目標を達成するためのシミュレーションの結果には差が生じております。今後、社会情勢の変化も踏まえつつ、施設関係者と丁寧に議論を重ねながら、施設の小規模化及び地域分散化を進めていく必要があります。さらに、里親やファミリーホームの一層の推進に取り組む必要があります。
- そこで、第 4 章において、家庭的養護推進のための方向性と主な取組を示していきます。

第4章 家庭的養護推進のための方向性と主な取組

1. 前期（平成27年度から平成31年度まで）における主な方針

- 社会的養護の需要量と供給量の推計を見ると、平成31年度までの前期においては、需要量と供給量が拮抗しているため、里親委託率の向上、新規の里親・ファミリーホームの開拓に努めるとともに、本体施設の小規模化とグループホームの設置促進を併行して進めることにより、現状の施設の総定員数を維持し、供給不足が生じることが無いように取り組みます。
- 九都県市共同で里親制度を推進するための方策の検討や問題点の整理などを進めます。
- 里親登録者数や里親委託率の向上させるため、市町村や学校関係者等と連携した里親制度の普及や支援策の充実に努め、新規の里親やファミリーホームの開拓を進めます。
- 各種研修を通じて、施設職員や里親の資質の向上に努め、子どものケアの充実に努めます。
- なお、中期（平成32年度～平成36年度）から後期（平成37年度～平成41年度）においては、児童人口の減少の影響もあり、供給量が需要量を上まわる推計結果が出ています。
そのため、中期以降は、児童養護施設の小規模化・地域分散化を一層進めていくことが必要ですが、それには、人材の確保・定着や職員の資質の向上、また、施設の改修や設置できるグループ数の制約など、短期的な対応が難しい様々な課題があります。
- そこで、前期においては、施設の関係者や人材を養成する学校関係者とも議論を重ね、小規模化・地域分散化を進めるにあたっての問題点を整理し、必要に応じて国に制度の改善を求めていきます。

2. 中期（平成32年度から平成36年度まで）・後期（平成37年度から41年度まで）における主な方針

- 社会的養護の需要量と供給量の推計を見ると、中期から後期にかけて徐々に需要量と供給量にかい離が生じてくることから、中期・後期においては、前期に整理する小規模化・地域分散化の問題点の解消に努め、施設関係者と連携して施設の小規模化・地域分散化に取り組む必要があります。
- なお、社会情勢の変化、家族の関係支援や子育て支援の施策の進展によっては、前提となる需要量と供給量の推計を見直す必要が生じることも考えられるため、施設関係者と丁寧な議論を重ねて行きます。

3. 各施策の方向性と主な取組

(1) 本体施設の小規模化・地域分散化と里親・ファミリーホームの推進

(方向性)

①施設による家庭的養護の推進

- 従来の大舎制・中舎制で養護を行ってきた施設が小規模グループケアに移行するためには、施設の構造を大きく変更しなければならない場合が多いため、国の制度を活用して補助を行うことにより、施設の負担を軽減し、より家庭的な養護への転換促進を図ります。
- 地域小規模児童養護施設等のグループホームを開設する際には、地域や学校の理解・協力を得る必要があるため、必要に応じて、各自治体・地域住民への説明を行い、理解と協力が得られるよう支援を行います。

②里親委託等の推進

- 里親等に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」による育てづらさが出る場合が多いため、児童相談所だけでなく、児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどの関係機関と連携し、継続的に支援する体制を整備します。
- 市町村や学校関係者等と連携し、里親制度等の普及に努めるとともに、地域での子育て支援事業の活用を図り、新たな里親やファミリーホームを開拓します。

(主な取組)

分類	事業再掲	取組内容
施設における家庭的養護の推進		<p>本体施設の小規模化のための改築等やグループホームの創設のための整備にかかる費用を支援します。</p> <p>また、家庭復帰や里親委託を目指す施設入所児童等と保護者・里親との生活訓練やマッチング等に利用する親子訓練室並びに子育て短期支援事業及び病児・病後児保育事業に利用する居室等を、本体施設の整備と併せて整備する場合、それらの整備にかかる費用を支援します。</p>
		<p>児童福祉施設等の整備促進と入居者等の処遇向上を図るための施設整備等に係る費用を支援します。</p>
		<p>児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等にかかる費用を支援します。</p>
		<p>賃貸物件を用いてグループホームやファミリーホームを設置する施設に対して、その家賃を支援します。</p>

		小規模グループケアを実施する施設に対して、人件費及び管理費にかかる措置費を加算して支援します。
ファミリーホームの推進	○	賃貸物件を用いてグループホームやファミリーホームを設置する施設に対して、その家賃を支援します。
	○	児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等にかかる費用を支援します。
里親の推進		委託児童を養育している里親家庭の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を促進するとともに、レスパイト・ケアを実施する施設等（乳児院、児童養護施設等又は他の里親家庭）に対して必要な経費を支援します。
		里親の意義と役割、今後の里親のあり方等について県民の理解を深めるための大会を開催し、里親制度普及を図ります。
		養育里親として必要な基礎的知識や技術の習得のための講義・実習を実施するとともに、被虐待児等の専門的なケアが必要な児童を受け入れる専門里親を養成する研修を実施し、里親の質の向上を図ります。
		児童相談所、里親、県内の児童養護施設等が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親への委託等を推進し、また、委託された子どもの適切な養育を確保するために里親及び関係機関との連絡・調整を行うとともに、里親の負担を軽減するための相談援助や養育補助など里親に対する子どもの養育等に関する支援を総合的に実施します。
		委託児童の適切な養育を確保し、里親等の精神的負担の軽減を図るため、里親等が児童相談所等に集い、相互交流をする場を設けます。
		里親制度の発展を図り、児童福祉の向上に寄与するために、千葉県里親会が行う里親制度振興事業（研修、賠償責任保険への加入）に要する経費を支援します。
		委託児童の適切な養育を確保するため、里親からの養育等に関する相談を受け付ける里親対応専門員を各児童相談所に配置します。
		多年にわたり里子を監護、養育する等の顕著な功績があった里親に対し、その労苦に報い、感謝の意を表するとともに、里親制度の振興を図ることを目的として感謝状を贈呈します。
		地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的

	<p>助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。また、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行います。</p>
	<p>児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ります。</p>
	<p>新規に子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開催し、里親支援体制を構築します。</p>

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

(方向性)

- 施設職員が児童処遇改善に資する研修に参加した際に、費用の一部を国が補助する制度を活用して、積極的に研修に参加することを促すとともに、県が実施する研修への参加を積極的に呼び掛け、児童相談所、里親、施設職員の資質の向上と子どものケアの充実を図ります。
- 虐待等により心的外傷等を負った子どものケアを行う心理療法担当職員や、里親制度の充実を担う里親支援専門相談員の配置が進むよう、各施設に積極的に働きかけ、専門性の高い職員の配置促進に努めます。
- 近年、虐待の増加等により情緒障害を持った子どもが増加していますが、このような子どもの中には児童養護施設等では対応しきれない、医学的・心理学的・社会的なアセスメントや治療を必要とする子どもが含まれます。
 専門的な知識を持った職員が配置されている情緒障害児短期治療施設の早期設置を目指し、設置主体となる社会福祉法人と協議しながら関係機関と調整を行い、国の制度を活用するなど、支援をしていきます。

(主な取組)

分類	事業再掲	取組内容
専門的ケアの充実		虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母

	<p>子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援します。</p>
	<p>被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ります。</p>
	<p>被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣します。</p>
○	<p>DV・児童虐待相談を担当する職員に対し、DV・児童虐待に関する基礎知識や初期の相談対応方法、実践的な研修を行うことにより、ケースへの対応技術の向上を図るための研修を実施します。</p>
	<p>児童虐待について共通の知識や認識を持って対応できるよう、児童相談所の専門的機能の向上を図るとともに、関係機関職員のさらなる知識の獲得やスキルアップにも資する研修を実施します。</p>
	<p>施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とするため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。</p>
人材の確保	<p>民間の乳児院及び児童養護施設に勤務する職員の待遇改善を図り、入所児童の処遇向上のため、国の基準を超えて直接処遇職員を配置した施設に対して1名分の人件費を支援します。</p>
	<p>児童養護施設等における実習を受けた学生の就職を促進し、人材の確保を図るため、実習を受けた学生を就職前に一定期間、非常勤職員として採用するために要する経費を支援します。</p>
	<p>児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期間にわたり休業を必要とする場合、その職員の母体の保護又は専心療養の保障を図り、児童の処遇を確保するため、当該職員の職務を行う産休等代替職員の任用に係る費用を支援します。</p>
人材の育成	<p>児童養護施設等において被虐待児や障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的として、外部研修参加に要する経費を支援します。</p>
	<p>最低基準条例により施設長研修の受講を義務付け、施設運営の質の向上を図ります。</p>
	<p>市町村及び児童養護施設等において指導的立場にある職員が、児童虐待の特質や機関連携等のあり方を学ぶことにより、児童虐待についての実践的知識の向上及びネットワークの強化を図るための研</p>

		修を実施します。
	○	DV・児童虐待相談を担当する職員に対し、DV・児童虐待に関する基礎知識や初期の相談対応方法、実践的な研修を行うことにより、ケースへの対応技術の向上を図るための研修を実施します。
	○	児童虐待について共通の知識や認識を持って対応できるよう、児童相談所の専門的機能の向上を図るとともに、関係機関職員のさらなる知識の獲得やスキルアップにも資する研修を実施します。
	○	施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とするため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。
情緒障害児短期治療施設の設置促進	○	<p>本体施設の小規模化のための改築等やグループホーム及び情緒障害児短期治療施設の創設のための整備に要する費用を支援します。</p> <p>また、家庭復帰や里親委託を目指す施設入所児童等と保護者・里親との生活訓練やマッチング等に利用する親子訓練室並びに子育て短期支援事業及び病児・病後児保育事業に利用する居室等を、本体施設の整備と併せて整備する場合、それらの整備に要する費用を支援します。</p>

(3) 自立支援の充実

(方向性)

- 子どもが社会的に自立する上で必要となる、基本的な生活習慣、金銭管理、健康管理などの知識や、社会人に求められるマナーの習得など、自立生活に必要な力が身につけられるよう支援していきます。
- 進学や安定した就職のための学習支援に必要な費用などについての支援を行うとともに、国に対しても、経済的支援の充実について働きかけてまいります。
- 施設や里親等から自立した子どもが、自立後も困ったときには引き続き施設や里親等に相談することができるよう、子ども一人ひとりとながりをもち続けられるようなアフターケアの取組を推進していきます。

(主な取組)

分類	事業再掲	取組内容
入所中の支援		施設を退所し、社会復帰した者を施設に招き、入所児との交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所児の社会復帰への自立意欲の向上を図るための費用を支援しま

	<p>す。</p> <p>また、入所児童のうち、家庭に問題がある等のケースについてその保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図るための費用を支援します。</p>
	<p>自立生活能力がないまま措置解除することのないよう、18歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施します。</p>
	<p>児童養護施設等に入所している中高生が学習塾に通塾するための費用及び個別学習支援が必要な場合に家庭教師等を利用するための費用を支援します。</p>
	<p>児童養護施設等に入所している高校生（特別支援学校高等部を含む）が就職や進学に役立つ資格取得や講習会等を受講するための費用を支援します。</p>
退所時・退所後の支援	<p>児童養護施設等に入所している児童等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所した児童等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料金を支援します。</p>
	<p>児童養護施設等を退所し、進学をする児童等に対し、必要な学用品及び参考図書類等の購入費や住居費、生活費等を支援します。</p>
	<p>児童養護施設等を退所し、就職をする児童等に対し、必要な寝具類、被服類等の購入費や住居費、生活費等を支援します。</p>
	<p>児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う自立援助ホームの運営を支援します。</p>
	<p>地域社会における社会的自立の促進を図るため、児童養護施設等の退所児童等に対して、生活や就職等について相談に応じるとともに、必要な支援等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援する。</p>
	<p>児童養護施設等の退所児童等の社会的自立を支援するため、適切な職場環境の確保、雇用先となる職場の開拓、就職面接等のアドバイス及び事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを実施します。</p>
	<p>自立援助ホームに心理療法担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行うために必要な経費を支援します。</p>

(4) 家庭関係支援及び地域支援の充実

(方向性)

- 児童相談所職員や施設職員のほか、市町村職員や民生委員・児童委員を対象とした各種研修を開催し、子どもの家庭の支援の充実を図っていきます。
- 児童相談所では、子どものみならず、親に対する指導の充実など家族への支援という視点に立ち、家族関係の構築・修復・再生ができるよう、家族相互の自立を支援するとともに、虐待の世代間連鎖の防止を進めていきます。
- 子どもや家庭に関する専門的な知識や技術を持つ児童家庭支援センターや、地域に密着している市町村や民生委員・児童委員等の関係者と連携することで、子どもの家庭にあった支援を提供していきます。

(主な取組)

分類	事業再掲	取組内容
家庭の関係支援・地域支援の充実		児童養護施設等が、非行等の問題行動を有する児童を抱えている家族、または夫の暴力の問題等を抱えている母子世帯及び女性に対し、養育や問題解決方法等についての相談を受け付け、指導することを通じて、家庭で行っている様々な養育の方法や夫の母子等に対する暴力等の実態を把握し、知識を深めるための費用を支援します。
		児童養護施設等が、入所している児童等又は在宅のひきこもり児童等とその家族を対象として、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うために必要な費用を支援します。
	○	児童相談所等における家族関係支援プログラムの実施にあたり、家族支援の精度を高めるための経験を蓄積していくとともに継続的な支援を行うため、精神科医師やスーパーバイザーを活用します。 施設を退所し、社会復帰した者を施設に招き、入所児との交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所児の社会復帰への自立意欲の向上を図るための費用を支援します。 また、入所児童のうち、家庭に問題がある等のケースについてその保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図るための費用を支援します。
	○	本体施設の小規模化のための改築等やグループホームの創設のための整備に要する費用を支援します。

	<p>また、家庭復帰や里親委託を目指す施設入所児童等と保護者・里親との生活訓練やマッチング等に利用する親子訓練室並びに子育て短期支援事業及び病児・病後児保育事業に利用する居室等を、本体施設の整備と併せて整備する場合、それらの整備に要する費用を支援します。</p>
○	<p>地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。また、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行います。</p>
○	<p>児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ります。</p>

(5) 子どもの権利擁護の推進

(方向性)

- 社会的養護を受けている子どもの権利擁護を推進するため、児童相談所職員や里親、施設職員に対する研修を実施し、子どものケアの充実や支援における注意喚起を図ります。
- 子どもが周囲の大人に相談できない状態にあるときに、困ったことなどを相談できる環境の整備に努めます。
- 施設での支援体制の確認や問題点の改善のため、施設における第三者評価と自己評価の確実な実施を促進していきます。

(主な取組)

分類	事業再掲	取組内容
子どもが相談できる環境の整備		被措置児童等に対して、「子どもの権利ノート」を配付し、権利擁護や被措置児童虐待について周知します。
		被措置児童等に対して、「あなたへの大切なお知らせ」を配付し、

	児童本人が虐待の届出をすることができる環境を整備します。
	フリーダイヤルの専用回線を設置するとともに、被措置児童等に対して同回線の電話番号を周知することで、児童本人が虐待の届出をすることができる環境を整備します。
施設における権利擁護の環境の整備	児童養護施設等に入所している児童等の人権を保障し擁護するとともに、児童等からの苦情等に対する適正で円満な解決を促進し、施設の信頼性と適正性の確保を図るために、千葉県児童福祉施設協議会が設置する施設生活等評価委員会が行う施設生活等評価委員会事業に要する経費を支援します。
	最低基準条例により、第三者評価及び自己評価の実施を義務付け、子どもの最善の利益の実現のために、施設運営の質の向上を図るとともに、第三者評価受審に要する経費を支援します。
	施設における子どもの意見をくみ上げる仕組み作りについて指導して行きます。

第5章 進行管理

- 計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、継続的に進行管理を行うことが重要です。
- 各期の期末においては、施策の進捗状況と改善点を検証して、次期の施策に活かすことで、PDCAサイクルによる着実な施策の実行に努めます。
- なお、各期の期末に計画を見直す際には、各施設の養護計画についても必要に応じた見直しが行われるよう、施設と協議していきます。